

に聴く

弁護士



**判例から見る
労働トラブルの
防止対策**

弁護士 宮澤俊夫 30



雇用労働センターにおける 労働トラブル防止のための援助

1、雇用労働相談センター
平成25年12月成立した国
家戦略特別区域法により、
愛知県も平成27年8月、特
区指定を受けました。国
は、産業の国際競争力の強
化又は国際的な経済活動の
拠点の形成に資する事業の
円滑な展開を図るため、こ
の特区に進出するグローバ
ル企業やベンチャーカンパニー
を支援するため、これら企業
が我が国の雇用ルールを的
確に理解し、労働関係紛争
を生じることなく事業展開
することが容易となるよ
う、高度な個別相談対応等

2、雇用指針
この相談に当たり活用す
るために厚生労働省では
「雇用指針」を定めまし
た。これは、グローバル企
業

3、解雇に関する裁判例
(1)労働者の労務提供不能
による解雇
身体障害等級一級に該当
する嘱託社員が体調不良で
ほとんど出勤できない状態
が続いたため、業務に耐え
られないことを理由として
なした解雇は、解雇権の濫
用に当たらない（東京電力
事件・東京地裁平成10年9



月22日判決）。
(2)能力不足を理由とする
解雇
人事考課が低位の労働者
に退職勧告をし、これに応
じなかった者を能力不足と
して解雇したことについて、
裁判所は、能力不足による
解雇も平均的な水準に達し
ていないというだけでは不
十分であり、著しく労働能
力が劣り、しかも向上
の見込みがないときで
なければならぬとい
うべきであり、下位10
%未満の考課順位であ
つても、教育指導を実
施することによって、
その労働能率の向上を
図る余地もあるという
べきであるとして解雇
を無効とした（セガ・エン
タープライゼス事件・東
京地裁平成11年10月15日
決定）。

17日判決）
(5)整理解雇
①人員削減の必要性
②解雇回避努力義務を尽
くしたか

17日判決）
(5)整理解雇
①人員削減の必要性
②解雇回避努力義務を尽
くしたか
③被解雇者選定の妥当性
④手手続きの妥当性
右の4要件（要素）に着
目して、これらを具体的に
総合考慮して判断をしてい
る（東洋酸素事件・東京高
裁昭和54年10月29日判決）
(愛知労働局労災法務専門
員)

イラスト・源 安孝

業等の関心の高い項目や、
紛争が生じやすい項目を中
心に我が国の労働関係の裁
判例を分析・類型化し、関
連する法制度についても紹
介したもので、私たちが判
例を勉強するにも有用なも
のです。以下、雇用指針に
掲載されている解雇に関する
参考裁判例を紙幅の許す
限り、ご紹介します。

裁判所は、能力不足による
解雇も平均的な水準に達し
ていないというだけでは不
十分であり、著しく労働能
力が劣り、しかも向上
の見込みがないときで
なければならぬとい
うべきであり、下位10
%未満の考課順位であ
つても、教育指導を実
施することによって、
その労働能率の向上を
図る余地もあるという
べきであるとして解雇
を無効とした（セガ・エン
タープライゼス事件・東
京地裁平成11年10月15日
決定）。

17日判決）
(5)整理解雇
①人員削減の必要性
②解雇回避努力義務を尽
くしたか
③被解雇者選定の妥当性
④手手続きの妥当性
右の4要件（要素）に着
目して、これらを具体的に
総合考慮して判断をしてい
る（東洋酸素事件・東京高
裁昭和54年10月29日判決）
(愛知労働局労災法務専門
員)

しても改めなかつた統括事
業本部長の欠勤を含む勤務
態度は正常な職場機能の秩
序を乱すものであるとし
て、解雇を適法とした（小
野リース事件・最高裁平成
22年5月25日判決）。